

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託

(2) 業務の内容

【別添1】「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 提案上限額

2,773,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

(1) 応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 指定の期日までに伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画提案参加申込書（様式第1号）を提出していること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ④ 応募期間中において、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ⑥ 宮城県入札契約暴力団排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（様式第2号）
- ③ 経費見積書（様式は任意とするが積算根拠を明らかにすること）
- ④ 「類似業務の実績」がある場合は、記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し
- ⑤ 定款及び会社パンフレット等

⑥ 貸借対照表及び損益計算書（直近 1 事業年度分）

添付書類は以下の 2 種類とし、複写したものでも差し支えない。

ただし、令和 6・7 年度宮城県入札参加資格者名簿に登載がない方のみの提出とする。

ア 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から 3 箇月以内の物）

イ 納税証明書（国税及び消費税の滞納がないことを証明する書類）

(2) 提出部数

各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

・【別添 2】企画提案評価基準に沿った提案を行うこと。

(3) スケジュール（予定）

企画提案募集開始	4 月 1 1 日（金）
質問受付期限	4 月 1 8 日（金）
参加申込書（様式第 1 号）提出期限	4 月 2 3 日（水）
企画提案書（様式第 2 号）提出期限	4 月 3 0 日（水）
審査会（書類及びプレゼンテーション）	5 月上旬
選定結果通知	5 月中旬
契約締結	5 月下旬

(4) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

(5) 提出方法

持参又は郵送のみとする。（郵送による提出の場合は配達証明に限る）

(6) その他

提案は 1 事業者につき、1 提案とする。

5 質問及び回答

(1) 企画提案書の作成に係る質問等は、「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託に係る企画提案作成に関する質問書」（様式第 2-1 号）により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託への問合せ」として、「10 担当部局」あてに送信すること。

(3) 質問書の受付期限は令和 7 年 4 月 1 8 日（金）午後 5 時までとする。

(4) 質問への回答は、令和 7 年 4 月 2 2 日（火）午後 5 時までに参加申込書提出者全てに電子メールにて行うものとし、電話・口頭による個別対応は行わない。

ただし、参加申込書提出者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした者のみに回答する。

6 審査方法及び評価基準等

(1) 審査は、宮城県が設置する「伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託企画審査会」（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書の審査を行う。

- (2) 審査会の開催は、プレゼンテーション及び書面審査により、令和7年5月上旬（予定）に行う。（web会議ツールの使用も可とする。）
- (3) 審査会の開催については参加申込書提出者あて別途通知する。
- (4) プレゼンテーションの実施方法
 - ① プレゼンテーションは提出書類により行い、資料の追加は認めない。
 - ② プレゼンテーションの時間は1事業者30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- (5) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、【別添2】「企画提案評価基準」を確認すること。
 - ① 業務遂行に対する評価
 - ② 企画提案に対する評価
 - ③ 経費積算の妥当性
- (6) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。
- (7) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 提案者が無い場合には、本選定手続を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会の開催：令和7年5月上旬（別途調整）
- (2) 審査結果通知：令和7年5月中旬
- (3) 契約：令和7年5月下旬

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を聴取し、予算の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における提出書類の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 応募及び契約については、県の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」

に提出すること。

10 担当部局

宮城県経済商工観光部新産業振興課 新産業支援班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁14階）

電 話：022-211-2722 F A X：022-211-2729

メール：shinsans@pref.miyagi.lg.jp